

恵那市林業担い手修学資金の貸付者を募集します (無利子貸付・返還免除措置あり)

将来、市内の事業所にて森林整備、製材、木材加工、木材流通、木造建築などの業務（以下「林業関連技術業務」という。）に従事しようとする学生の修学を支援し、林業関連技術業務の担い手の確保を図るため、「恵那市林業担い手修学資金」の貸付者を募集します。

この貸付金は、返還免除要件を満たした場合、返還が免除されます。

1. 貸付額 月額4万円以内（無利子）

※入学金、授業料、教材費、実習費の合計額を月割で算定した額
(貸付決定した年度から卒業までに必要な額)

2. 対象者（次のすべてに該当する方）

- ①専修学校（学校教育法第124条）のうち、林業関連技術業務への就業に必要な技術や知識を習得できる学校（以下「養成施設」という。）に在学している方
※市内に住民票がない方も応募できます。
- ②卒業後に市内の事業所において林業関連技術業務に貸付期間の2倍（上限5年。以下「条件年数」という。）以上従事する意思がある方
- ③卒業後に恵那市に住民登録をし、条件年数以上市内に居住する意思がある方
- ④他市町村の林業関連技術業務への就業や他の職業になることが義務付けてある貸付制度等を利用していない方

3. 提出書類

- ①恵那市林業担い手修学資金貸付申請書（様式第1号）
- ②申請者及び連帯保証人（2名）の住民票の写し
(マイナンバーの記載のないもの)
- ③在学証明書
- ④口座振込み申請書

※選考等にあたり、その他の書類を提出していただくことがあります。



4. 提出先

恵那市役所 農林部林政課（〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1）

5. 貸付方法

修学資金は、指定された口座へ年2回振り込みます。

6. 貸付金の返還

次の①②になると、貸付金の返還が開始されます。返還する期間は、貸付年数の2倍の期間以内です。

- ①貸付期間満了後に、養成施設を卒業したとき。
- ②貸付期間中に、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。



7. 返還の猶予

次の①②のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の猶予を認めます。

- ①養成施設の卒業後、直ちに市内の事業所に就業し、林業関連技術業務に従事しているとき。
- ②災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

8. 返還の免除

次の①～③のいずれかに該当するときは、貸付金の返還を免除します。

免除の要件	免除する額
①養成施設卒業後、条件年数以上市内の事業所において林業関連技術業務に従事及び市内に居住したとき	全額
②修学資金の貸与を受けた者は死亡、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、当該貸付金の返還が不可能と認められたとき。	
③卒業後、市内の事業所に林業関連技術業務に従事したが、条件年数従事及び居住をできなかったとき。	従事及び居住した年数 (1年未満切捨) ×12万円

9. その他

次のいずれかに該当したときは、その都度市林政課に届出をしてください。

- 氏名や住所の変更
- 養成施設を休学、復学、留年、転学、退学した
- 死亡や心身の故障のため卒業の見込みがなくなった
- 養成施設で停学処分を受け、又はその処分が解かれた
- 修学資金の貸付けを辞退
- 連帯保証人の氏名、住所変更
- 連帯保証人の死亡
- 連帯保証人が破産手続き開始の決定を受けた
- 連帯保証人の変更 など